

(様式1の裏面)

金融機関ご担当者へのお願い

下記の「添付書類・チェックリスト」をご覧いただき、必要欄に○印を付して、お客様にお渡しください。

添付書類・チェックリスト

書類名	留意事項	必要																		
特定社債保証用 保証委託申込書(協会所定様式)																				
特定社債保証資格要件申告書(協会所定様式)	適債基準を満たすことが必要。																			
個人情報の取扱いに関する同意書	原則として、初めてご利用いただく際に、代表者の同意が必要。																			
商業登記簿謄本	初めて信用保証協会をご利用いただく際に必要(写し可)。 2回目以降は、原則として前回までの利用時から変更のあった場合に必要。																			
印鑑証明書(最近3か月以内のもの)																				
確定申告書(写)	別表、勘定科目明細のあるもの。 提出済の場合は不要。原本を確認する場合もあります。																			
残高試算表	原則として決算期から6か月以上経過している場合、必要。																			
納税証明書	法人税又は事業税の証明書。(写し可。) 同一納付期間分を提出済の場合は不要。																			
許認可証(写)等	事業上必要な許認可証等(主たる事業の主たる事業所)の写し。																			
従業員確認資料 従業員が右記の場合、確認資料は原則として次の(1)(2)いずれかが必要となります。 (1)労働保険概算・増加概算確定保険料申告書(写) (2)日本年金機構等公的機関による証明書 ただし、この書類が提出できない場合は、次のいずれかの書類(写)を提出願います。 (ア)「法人の事業概況説明書」 (イ)「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表」 (ウ)「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」 (エ)「賃金台帳」	保証申込時に当該資本金を超えており、従業員数が次表に該当する場合は、従業員数の確認書類が必要となります。 <table border="1"><thead><tr><th>業種</th><th>資本金</th><th>従業員数</th></tr></thead><tbody><tr><td>製造業等</td><td>3億円超</td><td>270人超</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>1億円超</td><td>90人超</td></tr><tr><td>小売業</td><td>5,000万円超</td><td>45人超</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>5,000万円超</td><td>90人超</td></tr><tr><td>政令特例業種</td><td>該当する資本金を超えるかつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えるもの</td><td></td></tr></tbody></table>	業種	資本金	従業員数	製造業等	3億円超	270人超	卸売業	1億円超	90人超	小売業	5,000万円超	45人超	サービス業	5,000万円超	90人超	政令特例業種	該当する資本金を超えるかつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えるもの		
業種	資本金	従業員数																		
製造業等	3億円超	270人超																		
卸売業	1億円超	90人超																		
小売業	5,000万円超	45人超																		
サービス業	5,000万円超	90人超																		
政令特例業種	該当する資本金を超えるかつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えるもの																			
資材	見積書または契約書等(写)	建物の建築、機械等の設備の場合に必要。																		
金庫	建築確認申請書(写)	原則として、申込人が建築申請人であることが必要。																		
担保を提供いたします場合	不動産登記簿謄本 公図・建物図面・所在地略図 土地賃貸借契約書(借地契約書) 承諾書 先行する租税債権がないかどうかの確認資料	最新のもの。 借地上の建物を担保提供いただく場合に必要となります。 所得税・消費税の納税証明書その3等。																		

なお、以上のほかに必要に応じて追加資料を提出していただくことがあります。

2501-1(2020.9改)